

## 甲府市農業委員会 4月定例総会議事録

1. 日 時 令和5年4月27日（木曜日）午後2時30分から午後3時30分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（16名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

**【農業委員】**

2 番 小松 芳彦    3 番 菊島 建    4 番 池田 哲郎    5 番 落合 洋子  
6 番 關野 登    8 番 後藤 良仁    9 番 土屋 三千雄    10 番 越石 和昭  
11 番 小澤 博    12 番 山村 忠弘    13 番 雨宮 洋文    14 番 末木 瑞夫  
15 番 矢崎 正勝

**【農地利用最適化推進委員】**

1 番 佐々木 茂隆    2 番 萩原 斉    4 番 山本 光信    5 番 平澤 友良  
6 番 山本 俊一    9 番 小池 厚    10 番 二宮 茂徳    11 番 大森 由彦  
12 番 佐野 満    13 番 齊藤 藤雄    15 番 若尾 忠昭    16 番 亀井 智  
17 番 池谷 幸男    18 番 長田 茂季

4. 欠席委員（3名）

**【農業委員】**

1 番 渡邊 初男    7 番 田中 由美    16 番 塚田 泰英

**【農地利用最適化推進委員】**

3 番 植田 泰    7 番 杉原 正芳    8 番 松木 正治    14 番 金丸 輝男

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二  
農地係 係 長 清野 隆彦  
係 長 中村 勝  
主 任 内藤 ひとみ  
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第4号 令和5年5月告示分農用地利用集積計画の承認について  
議案第5号 令和5年5月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について  
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

#### 報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について（許可不要）  
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第5号 返納届について  
報告第6号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時30分 開会

#### ○事務局（清野係長）

それでは、令和5年4月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中16名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

#### ○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会4月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、4月定例総会の議事録署名委員ですが、2番の小松 芳彦委員と3番の菊島 建委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス予防対策のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、当該地区以外で疑問等がある場合は、個人情報等に注意しながら何なりとご発言をお願いします。

#### ○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の第3条許可申請は、無償移転が1件、有償移転が1件ございまして、いずれも第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条 NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は宅地、西面は甲府市道、南面は道路、北面は農地となっております。

譲受け人は、譲渡し人の〇〇であり、現在、〇〇で農業経営をしており、申請地を〇〇から〇〇により、取得するものであります。

譲受け人の経営面積は、〇〇㎡です。

続きまして、議案書2番、地図は、2ページの3条 NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は、水路及び、農地、西面、南面、北面は、農地となっております。

譲受け人は、隣接する〇〇で、〇〇を飼育し、〇〇を生産する〇〇を〇〇しておりますが、〇〇近くの申請地を、〇〇として取得し、〇〇したいとのことです。

譲受け人の現在の経営面積は、〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第1号については、決定し、許可書の交付をしまいたします。

つづいて、議案第2号は農地法第4条の規定による許可申請について審議いたしません。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の4条許可申請は、1件ございます。

議案書2ページの1番、地図は3ページの4条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については議案書記載のとおりです。

申請地の東面は農道、西面、北面は農地、南面は今年3月に農地転用許可となりました住宅用地となっております。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

申請人は、申請地の〇〇側の農地の所有者であり、その農地を今回、農地法第5条により譲り渡し、その譲り受けた方が、〇〇する予定ですが、接道する道路幅員が〇〇ため、申請地を道路用地として〇〇するものであります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひとつ説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第2号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

つづいて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の5条許可申請は、所有権移転が2件、賃貸借が12件、合計14件ございます。

議案書3ページの1番、地図は4ページの5条NO.1をご覧ください。

今、審議していただきました、4条の道路用地〇〇部分の隣接地になります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人 につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は農道、西面は宅地及び農地、南面は農地となっており、農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受け人は、現在の〇〇が〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書2番、地図は5ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人 につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は〇〇、西側は甲府市道及び宅地、南面は農地、北面は〇〇となっており、農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受け人は、東側隣接地で〇〇しておりますが、現在の〇〇が〇〇となり、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書3番、地図は6ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し付け人、貸り受け人 につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は農地、西面は宅地、北面は甲府市道、南面は水路及び農地となっており、農地区分は、第1種農地 不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設と判断しました。

借り受け人は、申請地の西側隣接地で〇〇しており、〇〇を開催しておりますが、現在の〇〇だけでは〇〇に来る〇〇の〇〇が〇〇なため、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書4ページの4番と、5番は、関連案件となります。

地図は7ページの5条NO.4、NO.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し付け人、借り受け人 につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、西面は農地、北面は甲府市道、南面は水路及び農地となっており、農地区分は、第1種農地 不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設と判断しました。

借り受け人は、〇〇で、〇〇しておりますが、事業拡大に伴い、〇〇を会社周辺で探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書6番と、5ページの7番は、関連案件となります。

地図は、8ページの5条NO.6、NO.7をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し付け人、借り受け人 につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は宅地、西面は農地、北面は甲府市道、南面は水路及び農地となっており、農地区分は、第 1 種農地 不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設と判断しました。

借り受け人は、〇〇で〇〇しておりますが、事業拡大に伴い、〇〇を会社周辺で探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 8 番、地図は 9 ページの 5 条 NO. 8 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し付け人、借り受け人 につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は農地、西面は農地及び宅地、北面は農地、南面は農地及び甲府市道となっており、農地区分は、第 1 種農地 不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設と判断しました。

借り受け人は、〇〇で、〇〇しておりますが、現在の〇〇が〇〇となり、会社周辺で〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 6 ページの 9 番から、7 ページの 14 番は関連案件となります。

地図は、10 ページの 5 条 NO. 9 から、NO. 14 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し付け人、借り受け人 につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、西面は農地及び宅地、南面は農地、北面は道路となっており、農地区分は、第 1 種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設と判断しました。

借り受け人は、隣接地で〇〇しておりますが、現在の〇〇を返却することとなり、近隣で〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し、〇〇に転用したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひとつ説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第3号については、決定します。

この議案のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は1,000㎡未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第1号から第5号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書8ページは、先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

9ページから13ページまでは、3月27日から4月10日までに受理しました、相続等の3条の届出や、4条の許可不要の届出、また、市街化区域における農地法第5条の届出、14ページは、受理通知書返納届について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第5号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第4号 令和5年5月告示分 農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第6号 農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

それでは議案第4号の案件及び報告第6号について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第4号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転1件、新規設定6件、再設定8件、計15件の申し出がありました。

議案書15ページの表は、所有権移転です。

甲運地区からの申出がありまして、面積は171㎡です。

議案書17ページの表は、新規設定です。

里垣・甲運・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は8,863㎡です。

中段の表は、令和5年度の目標面積119,200㎡に対し、設定面積は30,107㎡、達成率は25%です。

続いて18ページの表は、再設定です。

千代田・二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は19,734㎡です。

中段の表、令和5年度の目標面積396,600㎡に対し、設定面積は37,853㎡、達成率は10%です。

19ページ1番から21ページ6番は新規設定です。

21ページ7番から24ページ14番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転の案件を読み上げさせていただきます。

まず所有権移転の案件を説明します。16ページ1番をご覧ください。

譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に200日間、農業に従事しており、〇〇で〇〇㎡を耕作しています。規模の拡大を図る目的で、利用目的は〇〇です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて新規就農者の案件を説明します。20ページ2番をご覧ください。

譲受人は、借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、〇〇として勤めながら兼業で営農をしたいと思い、就農することになりました。勤務先は〇〇であり、業務の中で多くの農家さんと関わってきました。その中で農業の知識も身に付けており、今後は知り合いの農家から教わりながら営農していく予定です。当該農地では〇〇し、〇〇に出荷予定です。

年間200日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書25ページをご覧ください。今月は1件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。新規就農者などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。それでは、所有権移転1番の案件及び利用権設定の2番の案件について、甲運地区 小松委員から補足説明をお願いします。

#### ○甲運地区（小松委員）

所有権移転の案件については、移転を受けた方は、以前より農地銀行を利用してこの土地を耕作しており、ずっと続けていましたが、今後もずっと耕作をしていきたいということで、この土地の所有権の移転を受けることとなりました。

2番の新規就農の案件ですが、この方は農業委員会事務局より紹介されて、甲運地区の農地を耕作したいとのことで土地を探しておりました案件で、この方は〇〇をしたこともなかったのですが、我々農業委員と最適化推進委員の3名で農地調査の後、当人と〇〇いたしまして、意気込みや計画等について話し合いの場を持ちまして、意欲が感じられたので良いのではないかとということと、この農地については当の本人が〇〇にこぎつけたということで、意欲をもって農業したいということでございます。そしてこの農地で本人は〇〇したいとのことですけれども、この農地は〇〇がかかかっていないので、今後本人がどうするか見守っていきたいと思います。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より補足説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第4号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第4号の案件について決定して参ります。

また、報告第6号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。ありがとうございます。

つぎに、議案第5号 令和5年5月告示分 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認についてと、関連がありますので、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成については一括して審議いたします。

それでは議案第5号及び6号について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書26ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、中間管理機構が借り受けた農地を、必要に応じて利

用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和 5 年度から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。農用地利用集積計画については 2 年間の経過措置期間があるため、貸し手から農地中間管理機構への貸付は農用地利用集積計画を定め、農地中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなっています。

議案第 5 号で貸し手から中間管理機構への農用地利用集積計画、議案第 6 号で中間管理機構から担い手への農用地利用集積等促進計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 26 ページをご覧ください。甲運地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申し出が 1 件あり、面積は 343 ㎡です。

議案書 27 ページ 1 番をご覧ください。記載のとおり、貸し手から農地中間管理機構へ農地が集積されます。貸し手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 28 ページ 1 番をご覧ください。中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ転貸される予定です。

借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号及び議案第 6 号について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、決定してまいります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、特別何かありましたらお願いいたします。

特に無いようですので以上をもちまして、4 月定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後 3 時 30 分 閉会